

令和5年度

佐伯市公営企業会計（水道事業・下水道事業）

決算に係る資金不足比率審査意見書

佐伯市監査委員



佐 監 第 52 号
令和6年8月2日

佐伯市長 田 中 利 明 様

佐伯市監査委員 丸 山 京一郎

佐伯市監査委員 高 橋 圭 一

令和5年度佐伯市公営企業会計（水道事業・下水道事業）決算
に係る資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和5年度佐伯市公営企業会計（水道事業・下水道事業）決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和5年度佐伯市公営企業会計（水道事業・下水道事業）決算に係る
資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和5年度佐伯市水道事業会計決算に係る資金不足比率
- 2 令和5年度佐伯市下水道事業会計決算に係る資金不足比率

第2 審査の期間

令和6年6月14日から令和6年8月2日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、市長から審査に付された令和5年度佐伯市公営企業会計（水道事業・下水道事業）決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠し適正に作成されているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

（単位：％）

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0

※ 表中の「—」は、当該比率がない（資金の不足額がない）ことを示す。

2 個別意見

（1） 水道事業会計

本会計の令和5年度決算に係る資金不足比率は、資金の不足額がないため当該比率がなく、良好な状態にあると認めた。

（2） 下水道事業会計

本会計の令和5年度決算に係る資金不足比率は、資金の不足額がないため当該比率がなく、良好な状態にあると認めた。